

長野県第二種特定鳥獣管理計画（第6期ニホンジカ管理）の概要

長野県森林づくり推進課鳥獣対策係

※下線部は前回計画からの主な変更点

計画策定の目的

科学的・計画的な個体数管理などの施策の実施により、自然環境への影響及び農林業被害の軽減を図りつつ、増えすぎたニホンジカを適正な生息密度に維持する。

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2に基づく計画）

計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

対象地域

県全域（8つのユニットで管理）（図1）

推定個体数

221,230頭（中央値）（令和6年度末）

（149,144頭～337,084頭：統計解析ハーベストベイスドモデルによる推定）

現状と評価

- ・生息密度、生息分布域ともに増加・拡大傾向
- ・シカの採食等による自然植生の衰退が拡大
- ・農林業被害額はピーク時より6割程度減少したが、近年は増加傾向で推移（R6被害額：約3億円）
- ・捕獲数は増加傾向にあるが、依然目標捕獲数は未達成

（R6実績捕獲数：33,435頭、目標捕獲数：40,000頭／年、達成率：83.5%）

- （主な要因）
- ・里山周辺での捕獲により生息密度の低下が図られ、捕獲効率が悪くなつたこと。
 - ・十分な捕獲体制が整っていない地域では、増加数に捕獲数が追いついていないこと。
 - ・捕獲者の減少に伴い、捕獲圧が低下していること。
 - ・高標高域の草原地帯や牧草地、別荘地など捕獲しづらい環境があること。
- ・ニホンジカ食肉利用頭数、精肉量は高水準をキープ（利用頭数：R5全国第3位、精肉量：R5全国第3位）

管理目標

1 農林業被害の軽減

2 自然生態系への影響の軽減

3 個体数の削減・個体の排除による適正な生息密度への誘導

目標達成のための基本的考え方

- ・個体数管理（管理捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業、狩猟）を中心とした対策の推進
- ・侵入防止柵設置等の被害防除対策、生息環境管理、ジビエ利活用の推進等の総合的な対策の実施
- ・国や隣接県等と連携した地域個体群管理の推進
- ・フィードバック管理の実行と必要に応じた計画の見直し

管理事業

ア 個体数管理

① 最終の目標生息密度の設定

最終の目標となる生息密度は、被害の発生を一つの指標とし、環境省発行のガイドライン（平成27年度）に基づき、下表のとおり設定する。また、国立公園など自然生態系の維持が極めて重要な地域においては、可能な限りニホンジカの排除を行っていく。

地域区分	最終の目標生息密度
国立公園など自然生態系の維持が極めて重要な地域	可能な限り排除
農林業を優先する地域	1～2頭/km ² 以下
上記以外の地域	3～5頭/km ² 以下

② 目標捕獲数 管理ユニットごとの目標捕獲数を見直し

※県全体で年間4万頭の目標を設定

管理ユニット	推定中央値(R6末)		計画目標
	個体数 (頭)	生息密度 (頭/km2)	年間捕獲数 (頭)
関東山地*	23,267	31.33	4,400
八ヶ岳*	73,503	28.88	16,500
南アルプス*	50,392	21.12	9,000
越後・日光・三国	19,563	10.98	3,500
長野北部	15,085	10.08	2,200
北アルプス北部	9,760	7.50	700
北アルプス南部	9,772	5.93	700
中央アルプス	18,431	11.12	3,000
県全体	221,230	16.32	40,000

※重点捕獲区域を設定

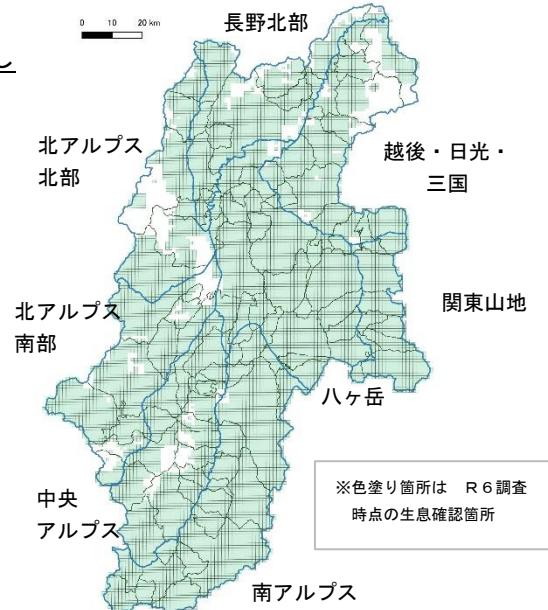


図1 管理ユニットの区分と生息確認分布地点

③ 重点捕獲区域（管理ブロック）の設定

- ・生息密度が高い管理ユニットのうち、特に高密度に生息している地域を「重点捕獲区域」に設定
- ・管理ブロックごとの目標捕獲数を見直し、重点的な捕獲を推進

重点捕獲区域 ブロック名	推定生息数 (頭)	年間捕獲 目標数 (頭)
関東山地ブロック	23,267	4,400
八ヶ岳	北ブロック	9,632
	中央ブロック	14,970
	西ブロック	11,054
	東ブロック	20,010
	南ブロック	10,810
南アルプス	北ブロック	8,824
	中央ブロック	7,353
	南ブロック	9,400

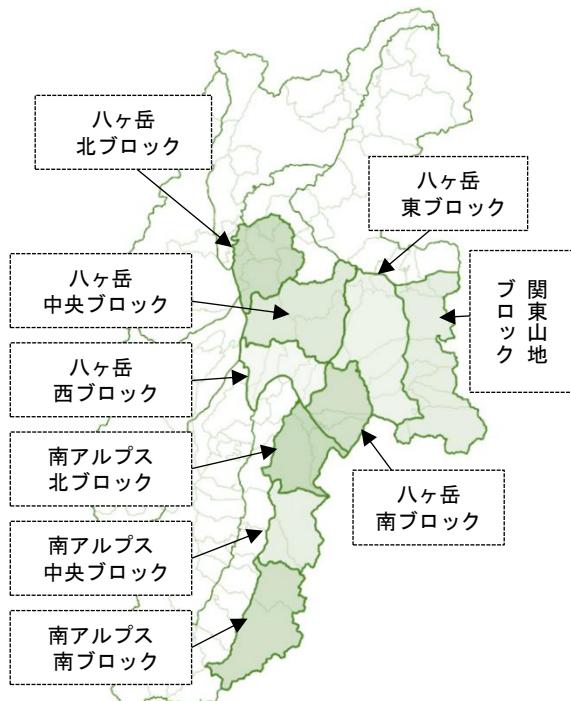


図2 重点捕獲区域の設定

④ 狩猟規制の緩和

- ・わな猟の狩猟期間の延長（わな猟の狩猟期間 11月15日～3月15日）
- ・くくりわなの径（12cm以下）の規制の解除（解除期間 12月15日～3月15日）

⑤ 鳥獣保護区の見直し

生息密度が高い管理ユニットにおいては、農林業被害の発生状況等、地域の実情に応じて、鳥獣保護区をニホンジカ、イノシシのみ捕獲することができる「対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限をする区域」への見直しを行い、捕獲を推進する。

⑥ 管理捕獲における連携強化

捕獲が進んでいない高標高域の国立公園や牧草地等ニホンジカが高密度で生息している地域では、県又は国が主体となり、指定管理鳥獣捕獲等事業等により捕獲を進め、里山等で捕獲を行っている市町村と役割分担をすることで、効果的な捕獲を実現する。

⑦ 捕獲者の確保・育成、担い手の捕獲技術の向上

狩猟免許事前講習会を開催し、捕獲者の確保に取り組むとともに、免許取得後間もない捕獲者の育成を目的とした「ハンターデビュー講座」を実施し、狩猟に関する実践的な知識、技術の習得、地域への定着を図る取組を実施する。

⑧ 効果的・効率的な捕獲の実現

狩猟登録者から報告される出猟カレンダーの分析を行うとともに、主要な河川の渡り場所等の要所を見定めて捕獲活動を高める等、効果的・効率的な捕獲の実現を図る。

⑨ 錯誤捕獲の防止

くくりわなによるツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため、管理捕獲に用いるくくりわなの輪の直径は原則12cm以内とする。ニホンジカの捕獲を推進するために、12cmより大きいくくりわなを使用する場合は捕獲許可申請の際にその旨を記載し、錯誤捕獲の予防措置を講じることとする。

⑩ 人獣共通感染症及び家畜伝染病への対策

- ・人獣共通感染症としてダニ媒介感染症等が国内で発生しており、山林や野原などに入る際にはダニに咬まれないよう皮膚の露出を避ける等の予防措置が重要であることから、捕獲者及び狩猟者への注意喚起、普及啓発を実施する。
- ・ニホンジカの捕獲に際して、ニホンジカとイノシシの生息地は重複している場合があり、豚熱等の家畜伝染病の交差汚染防止を図る必要があることから、捕獲者及び狩猟者等に対し、豚熱等の家畜伝染病に関する必要な情報を提供し、捕獲の際には必要な防疫措置に努めるよう周知を図る。

イ 被害防除対策

- ・捕獲のみでは農林業等への被害を防ぐことが困難であることから、侵入防止柵の設置や樹皮剥ぎ防止テープ巻き、忌避剤等の被害防除対策を推進する。
- ・高山植物や植生など自然生態系への影響については、関係機関と連携しながら、侵入防止柵等による防除対策を継続する。

ウ 生息環境管理

造林新植地、牧草地等がニホンジカの餌資源の供給地となり、繁殖率を向上させないよう侵入防止柵の設置及び維持管理、誘引物となる野菜くず等の作物残さの適切な処分等を推進する。

エ ジビエ利活用の推進等

- ・ニホンジカの持続可能な捕獲を行うため、捕獲に対する意欲を高めるための動機付けとして、捕獲個体のジビエ（食肉）の利活用を推進する。
- ・県内外の飲食店での販売・利用促進による信州ジビエの消費拡大、信州産シカ肉認証制度による認証取得施設の増加等、計画的・効率的な供給体制の整備等を行う。

普及啓発

ニホンジカの管理について、さまざまな施策や計画をより円滑に実施するためには、県民や地域住民の協力や理解が不可欠であることから、普及啓発を積極的に実施する。

モニタリング

- ・捕獲数、農林業被害額、生息状況調査等、必要な項目についてモニタリングを実施し、計画の進捗状況を評価・検討するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うフィードバック管理により計画を実行する。
- ・事業の効果を図る指標として、森林下層植生衰退度や糞粒密度、出猟カレンダーのデータなど、複数の管理指標の活用を検討する。

関係機関の連携

行政、捕獲者、関係団体、地域住民等が連携し、合意形成を図りながら管理事業を実施する。